

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

当町が想定すべきリスクとしては、南海トラフにおける地震とこれに伴う津波や、平成23年台風12号による紀伊半島大水害に代表される大雨による水害や土砂災害等がある。

発生原因別の災害の概要と将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

1、地震

当町に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震であり、南海トラフを震源域とする地震については津波発生を伴うことから、太平洋沿岸に位置する本町はその被害についても考察する必要がある。三重県による地震被害想定によると、本町に被害を及ぼすと考えられる地震が発生した場合、最大震度については震度7、最大津波高については16mとなっており、太平洋沿岸に住宅及び商業事業所が多く存在することから、当町は津波による被害が甚大である可能性が高い。

2、風水害

度重なる風水害により、護岸工事等が進められているので、多雨地帯ではあるが雨のみによる被害は比較的少ない。しかし、大型台風が接近すると、山(谷)あいの風により風速が加速し、気象データ以上の規模となる。強風と集中豪雨による家屋、農作物、耕地等の流埋没あるいは道路橋りょう等に甚大な被害を受けた例が多く、将来においてもこうした被害の発生が予想される。

3、高潮

満潮又は低気圧による潮位の上昇と台風等の強風が重なると高潮が発生しやすい。海岸の護岸工事は進められてはいるが、高潮が発生すると排水の悪い箇所が浸水するおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 355
- ・小規模事業者数 340

(上位3業種・商工業者数)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
小売業	103	98	町内集積地や沿岸部に多い
サービス業	94	93	町内に広く分散している。
建設業	61	60	町内に広く分散している。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・新地震津波対策行動計画の策定
- ・被災地への職員の派遣
- ・防災教育の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・避難路の整備
- ・自主防災組織の育成・強化
- ・津波避難タワーの建設
- ・海岸防潮堤の建設促進

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・消防計画の策定
- ・防災備品の備蓄
- ・事業所BCPについての意見交換会の開催
- ・三重県中小企業共済協同組合と連携した共済や災害関連商品への加入促進

II 課題

これまでの、度重なる風水害被害での経験や行政からの南海トラフ地震報道などにより、全体の危機管理意識は高まっているが、現状では緊急時の取り組みや協力体制などの具体的なマニュアルが十分には整備されておりません。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が不足しております。また、小規模事業者においても住民レベルでの防災意識はあるものの、事業への影響や将来的な展望までは漠然としたイメージしか持てないのが実情であります。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の人員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡や連携を円滑に行うため、当会と当町との間に情報共有・報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう組織内、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、SNS等において国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みへの支援や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会自身事業継続計画の策定

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携している関係団体に依頼し、非会員も含めた普及啓発セミナーの開催や有益な損害保険等の紹介を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会、行政による「事業継続力支援協議会」を開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であるが、そのうえで下記の手順により地区内の災害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に当会職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況〈家屋被害や道路状況等〉等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
当会職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、当会職員自身のみがまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

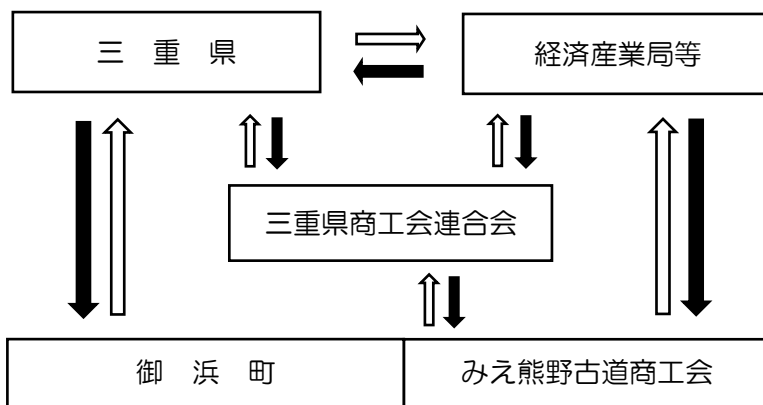
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～7日	1日に3回共有する
8日～14日	1日に2回共有する
15日～30日	1日に1回共有する
31日以降	2日に1回共有する

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した被害情報を、三重県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。
- ・当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、御浜町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

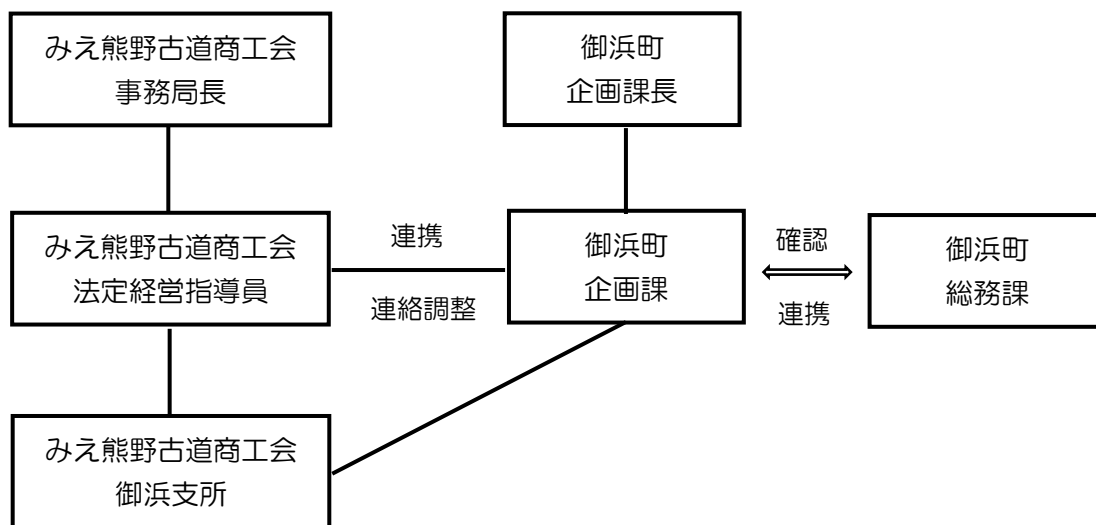
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年2月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 東 幸久 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

みえ熊野古道商工会本所

〒519-3205 三重県北牟婁郡紀北町長島2 1 4 1 番地

TEL 0597-47-0576 FAX 0597-74-1329

E-mail: info@miekodo.or.jp

みえ熊野古道商工会御浜支所

〒519-5203 三重県南牟婁郡御浜町下市木 9 1 9 番地 4 5

TEL 05979-2-3220 FAX 05979-2-3670

E-mail : h-ueji@mie-shokokai.or.jp

②関係市町

御浜町役場 企画課

〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町下市木 6 1 2 0 番地 1

TEL 05979-3-0505 FAX 05979-2-3502

E-mail : nao-hayashi@town.mihama.mie.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣額	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	20	20	20	20	20
・ パンプ、チラシ製作費	20	20	20	20	20

調達方法

会費収入、御浜町補助金、三重県小規模事業支援費補助金、事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等